

検討を進める上での条件整理

1 建設時の交付金関係

リサイクルプラザは、建設時に「防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金」の交付を受けている。用途変更を行う場合、一定の制限がある。

交付： 平成 11 年度

金額： 116,251,000 円

用途： ごみ減量化やリサイクル等、循環型社会形成の啓発に関する施設

【用途変更の際の制限】（リサイクルプラザの場合）

- ・経過年数 10 年以上（→0K）
- ・地域において同種の社会資源が既に充足していることを前提とし、市の判断を確認（＝市が、「同種の社会資源が充足している」と判断するかどうか）

2 市街化調整区域

リサイクルプラザは、市街化調整区域に立地している。このため、建設可能な建物の用途には一定の制約がある。

【用途変更の際の条件】

- ・施設の設置及び管理条例を改正すれば、用途変更は可能。
（一般的な公共施設の範囲で利用する前提）

3 公共施設マネジメント

市の財政状況を考慮すると、今後、公共施設の総量は抑制的にならざるを得ない。従って、現在ある施設を効率良く利用することが求められている。今回の事業再構築で館内スペースを整理し、他の分野で不足している床面積を補う考え方もある。

【用途変更の際の検討事項】

- ・令和 11 年度までは、ごみ減量化や環境に関する用途であれば先行利用可。
- ・公共施設等総合管理計画の施策展開と整合を図る必要がある。

4 新施設的环境教育拠点としての整備内容

現在、和光市内に整備計画を進めている新施設は、リサイクルプラザの持つ機能の一部を代替する「環境教育の拠点」を併せ持つものとなる予定である。

具体的な内容は、落札者の提案や、組合と落札者との協議により決定されるが、現時点で入札の要求水準書に示されている内容は以下のとおりである。

○ごみ広域処理施設整備・運営事業 要求水準書（R6年4月）から抜粋

2.6 環境教育・環境学習計画

2.6.1 基本事項

(1)工場棟及び管理棟について、見学者通路、ホール等、見学者が利用する各諸室、通路及び設備等は、次に示す事項に配慮するものとする。

ア 見学者動線及び見学者に対する説明用スペースは、小学生の視点や多人数の見学にも配慮し、通路幅を2.5m以上（有効）とする。

イ 団体・単独並びに車椅子使用者、障害者の見学においても十分な対応が可能な設備、装置を配置する。

ウ 見学者通路途上に階段あるいは段差を設けないこととする。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。

エ ユニバーサルデザインを用い、障害者用トイレ等必要な設備を設置する。

オ 見学の要所には、小学生1クラス程度が説明を受けられるスペースのホールを計画する。ホールは、廊下よりも広いスペースを確保して、滞留が起きないように配慮する。

カ 見学者は、広範囲な設備かつ見学している対象の設備の全体が視界に入るように、点検歩廊を見学者通路側の壁面まで設置しない等、機械設備や歩廊の配置・形状に配慮する。

キ 見学窓は、天井から床まで可能な限り広くし、手すりを設置する等、寄りかかりに配慮する。使用するガラスは、耐衝撃性を有し、万が一破損した場合、破片が飛散しない材料とする。また、日光や照明が見学窓に映り込むことのないよう対策する。

ク 見学者動線には、適切な箇所には平面、断面図等を用いた順路や位置を明示した案内板等を設ける。

ケ 見学者に係る説明板や案内板等の設備については、統一したイメージのデザインとする。

コ 見学者が処理工程を理解できるような構成とする。

サ 見学者通路から見るだけでは実感できないことを考慮し、実際の動き（例えばストーカの摺動等）や大きさ（蒸気タービンやクレーン、破砕機など）等が体感でき

る設備や展示等を配置する。

シ 見学者通路は、臭気、騒音、振動を感じることがないように十分な対策を行う。

ス 見学は、小学生1クラス毎のグループ分けで見学が行えるように、ルート、周回、案内設備等に配慮する。

セ 見学者は、多目的会議室にて全員が着座して説明を受けることができるものとする。なお、スクリーンが後ろから見えやすくなるように天井高さを十分に確保(H=3.0m以上)する。また、スクリーンの大きさや配置にも留意するものとする。

ソ 採光、日照を十分考慮し、明るく清潔感があるものとする。

タ 見学者通路に設ける窓からの眺望に配慮するものとする。

チ 建屋内のみならず、屋外における外構施設においても安全性や運営面等に配慮した上で、創意工夫により環境啓発のコンテンツとしての活用を図るものとする。

(2)各諸室、通路及び設備等については、見学内容に沿った合理的な計画を提案するものとする。

(3)施設内は、下足で見学できるものとし、施設内を汚さないような対策を施すものとする。

(4)本項に示す見学者設備、啓発関係設備については、それぞれ「第2編 3. 1 1 雑設備、第2編 第6章 土木・建築工事仕様」に準じるものとする。

2. 6. 2 見学者設備

(1)見学者ルート

ア 見学者ルートは、処理工程に沿って見学できるようなルートとする。

イ 可能な限り1フロアで見学可能となる配置とする。

ウ 安全管理のため指定ルート以外への立ち入りは制限するものとする。

(2)会議室等

ア 100名程度収容可能な多目的会議室1室(間仕切りして分割可能なものとする)、20名程度収容可能な小会議室を1室設けるものとする。

イ 多目的会議室には間仕切りによる分割も考慮し説明用映写設備、説明用調度品を設けるものとする。

ウ 多目的会議室及び小会議室については、次に示す事項に配慮するものとする。

(ア)多目的会議室については、見学者全員が着座して説明を受けることができるものとする。なお、映像等を用いる場合は後方からも映像が見えやすくなるように配慮するものとする。

(イ)多目的会議室及び小会議室は長時間人が滞在することが想定されるため、床はカーペット敷き等、断熱性に優れ、衝撃を和らげるよう配慮するものとする。

(ウ)多目的会議室として快適に利用できるよう、遮音性能に配慮するものとする。

(エ)机や椅子等の備品等を収納できる収納スペースを設ける。

- (オ)車椅子利用者も快適に利用できるよう配慮するものとする。
- (カ)発表、説明等の利用に適するステージ（可動式も可）を設ける。
- (キ)インターネットが利用可能となるように整備する。

(3)施設模型・施設建設経緯等

- ア 施設模型、施設建設経緯等については、玄関ホールや見学者ルートの動線上等に設置する。
- イ 施設建設経緯等については、小学生の見学者や外国人の見学者も読みやすいようにふりがなや多言語表記をする等配慮するものとする。

2. 6. 3 啓発関係設備

(1)映像・音響設備等

- ア CG映像やAR技術の導入、デジタルサイネージ（電光掲示板）の活用に努めるものとする。
- イ 外国人向けの説明用の映像（字幕や副音声等）を設けるものとする。

(2)リーフレット・パンフレット等

- ア リーフレット・パンフレット等については、小学生にも伝わりやすいように配慮するものとする。
- イ 外国人用のリーフレット・パンフレット等を作成するものとする。

(3)測定値表示モニター

- ア 施設の維持管理の透明性を図るため、屋外及び玄関ホールには排ガス表示盤（モニター設備）を設置するほか、発電量等を表示するものとする。

(4)啓発・展示室及び展示物等

- ア 各見学場所の要所には、火格子やろ布等の実物サンプルを展示するとともに、模型やモニター設備、展示パネル等を設ける。詳細は、提案とする。
- イ 見学者には小学生や市民団体、障害者や外国人を含む一般来場者が想定されるため、次に示す事項に配慮するものとする。
 - (ア)啓発・展示室（またはスペース）には、必要ヶ所に椅子を設置するものとする。
 - (イ)展示物等については、車椅子利用者、障害者の見学時にも見えやすいよう配置とする。
 - (ウ)展示物や説明文書等については、小学生や外国人の見学者にも読みやすいようにふりがなや多言語表記をするものとする。

(5)太陽光発電設備

- ア 太陽光発電設備を設置し、災害等の停電時に携帯電話の充電等に利用できるシステムとする。
- イ 見学者説明用の表示装置（薄型モニター）を設け、日射量、気温、発電量等を表示する。また、発電量等を表示するのみでなく、再生可能エネルギーの利用に伴う

環境面での効果について具体的なイメージを持てるよう表示内容についても工夫するものとする。

(6)充電ステーション

ア 余熱により発電した電力を活用した電気自動車用の急速充電設備を来場者用駐車場に1台以上設置(2台同時充電可能な機器とする)するものとする。

イ エネルギー回収型廃棄物処理施設で発電した電力を供給するものとし、環境啓発用のパネルを設置するものとする。

ウ 停電などの災害時であっても、蒸気タービン発電機が発電している場合には継続的に充電が可能な設備構成とする。

エ 具体的な運用方法等については、組合と協議の上で決定するものとする。

(7)再生品・不用品等の展示スペース等

ア 粗大ごみから抽出した再利用可能なものを市民に提供するための展示スペース、保管場所(倉庫)を設けるものとする。

イ 具体的な運用方法については組合と協議の上で決定するものとする。

2.6.4 見学内容

(1)見学時間

見学時間については、多目的会議室での説明受講30分、エネルギー回収型廃棄物処理施設見学40分、マテリアルリサイクル推進施設20分を目安とし、見学終了後は再び多目的会議室へ戻るコースを標準とする。

(2)見学場所

ア 主な見学場所は以下を標準とする。なお、効率的かつ効果的な見学者動線を構築するにあたり、直接視認できない箇所はITVで見学する計画も可とする。

(ア)多目的会議室(管理棟)

(イ)プラットホーム(エネルギー回収型廃棄物処理施設、マテリアルリサイクル推進施設)

(ウ)ごみピット(エネルギー回収型廃棄物処理施設)

(エ)中央制御室・ごみクレーン操作室(エネルギー回収型廃棄物処理施設)

(オ)炉室(エネルギー回収型廃棄物処理施設)

(カ)排ガス処理設備(エネルギー回収型廃棄物処理施設)

(キ)発電機室(エネルギー回収型廃棄物処理施設)

(ク)手選別室(マテリアルリサイクル推進施設)

(ケ)その他